

# 読者のページ

『調査季報』四九号〈区民生活と行政の対応〉を読んで

住民要求を受ける現場から

緑土木事務所 石森良介

緑区民生活調査によると、約半数の人が「身近な生活環境」の問題は、「市役所」よりも「区役所」の方が解決されやすいと考へており、しかも「これからこの区の方」について、より大きな権限を期待している。しかし、現実には、「特集二」のTさんの例にみるごとく区単位で解決できる問題は少ない。大区役所主義が言われて久しい。地域の問題は地域で解決できる体制を整えることが、巨大

化して半麻痺に陥っている都市に蘇生の息吹を与え、さらに自治の復権をもたらすという認識であろう。また、今回の調査によっても、住民もその方向を望んでいることは明らかである。

前述のTさんは感想の中で「役所はやはり大きくて個人では歯が立たない……」また、二年余りの多大の努力を払ってようやく要求が実現したという。事実であろう。しかし、要求を受ける側にも言い分はある。要求を受ける出先機関は、本庁との「たての関係」の中で付与された権限の中でのみ行動でき、

権限外の問題については対処の方法がない。しかし出先機関は地域に密着しているが故に、一層シビアに地域の実情を理解する。地域の実情を理解する度合に応じ問題解決への努力も大きく異なる。しかし、現実の機構の中で、そうした努力も問題の根本的解決には到らない。個人的努力の限界を感じる点において、要求する側と要求を受ける側は同一の基盤に立つと言い得るかもしれない。「機能性原理」に重点を置いて

た権限の分散が、機能障害を来たしている現在、権限の「地域性原理」への組替が必須の課題となっている。しかし、横山論文も指摘するように、職員にとり区なり出先機関へできることが「立身出世」のステップに過ぎないと考えられる風潮のある中で、それがどこまで可能だろうか。我々が現在なさねばならぬことは、理論の遊戯でなく我々自身の内にある本庁指向の意識を革新し、自治とは何かを見直す努力ではなからうか。

新しい住民要求ルート  
の開発

戸塚区役所 大野紀雄

市民の三割は市に要求を出す。この要求に対する市の処置は、五割強の市民に誠意なしと受けとめられ、それゆえに多くの不満を残している。——前号の調査レポートから導き出されるこのことをめぐって思いつづまに……。

市民要求の性格について整理してみると、(調査レポートの分析をかりるわけだが)ごく身の回りの事柄が多い、ごく細や

かな感情が秘められている、縦割りではまかない切れない総括的な要素をもっている、市が受け入れうる(事業に反映しうる)地域の標本性は薄い、個々バラバラではあるが全市民の三割から寄せられている、ということになる。

一方、市の機構とそこでの業務について考えてみると、機構については職員すら「これは、どこの担当だったかな」と迷ってしまふほどに細分化され、専門化されている。そしてその細かく分けられた専門部門それぞれが、市として何をすべきかという形で、市全域、全市民を対象とした業務を担っている。

こうして双方を対比してみると、市民要求と市の機構業務とは、総括的対専門的、ミクロ的対マクロ的といえそうである。こう単純化してみると、市民の要求と市の対応とにすれ違ひが起きないことこそ、むしろ不思議なことのようなのである。実際はこう単純でないとしても、要求と対応とが十分に噛み合わず五割の人に不満を残し、市の処置が不誠実と受けとめられるこ

ともやむをえないように思えてくる。

ところで、この態様はどうしようもないものであろうか。

今回の調査によると、市民側では、不満・要求があったときは自治会・町内会で解決するという人が四割強おり、市へ実際に出された要求の三割もこの過程を経ているとある。

市側はどうかというと、何をすべきかは、個別情報のトータル化や専門的調査から決めうるが、どこにするかとなるとむずかしい。住民要求だからということでは地元に入ってみると周囲から反対の意見要求がでてきたりする。また地域にとつて必要なものと市が判断しても地元ではなかなか受け入れてもらえない。

こうしたことが日常的な今日、住民のコンセンサスというもの強く必要としている。このあたりに双方の接点がありそうである。即ち互にミクロでなく、マクロでない中間的な要求(「情報」)を提供し、収集しようとしているからである。市としては、地域的広がりをも

もった要求を吸い上げるルートをつくるべきである。この意味からは自治会・町内会そしてさらに地域の広がった連合会という既存の住民組織に注目すべきである。

市の事業が地域的広がりをもった住民ニードに支えられ選ばれてゆくとすれば、今日のように事業を選択せざるを得ない財政下では極めて意義をもとうしこれが住民に根ざした行政と言えよう。

また、個々の住民の要求が自治会・町内会を経て地域住民のコンセンサスのもとに吸い上げられてゆくという公式ルートがあることが、住民間にある自治会・町内会不信の回復に連がる新しい息吹のような気がする。ここで本来、自主性を尊重すべき自治会・町内会に行政が入りすぎはしないかという懸念については、私は、住民と行政とは本来的に一体であるはずだからと考えるがどうでしょうか。さあ、三割の要求を待つのではなく、決断をもって積極的にコンセンサスある要求を先取りしてはどうであろうか。

## 区職員と本局指向

### 緑区役所勉強会グループ

横浜市で「大区役所主義」「現場主義」が、標榜されて以来久しい。だが職場で、そのような「主義」に出合ったことがない区の職員にとつて、実感のないスローガンであった。

ところが、今回の緑区における調査では、区役所のあり方として、区民は「区役所で市の計画等、情報がすぐわかるようにしてほしい」(三三・一%)、「すべて区役所で、責任を持って処理できるように」(二七・九%)を望んでいることが示されている。この数字は区役所の役割の重さを感じさせる。

現状においては、この要請に対して応えるべき区側の対応は、あまりはかばかしくない。その原因のひとつとして、横山氏は、市への権限の集中、区と市との配転が少ない点を指摘している。また、実際に市本局の職員の中に、市と区の関係スタッフとラインの関係と認識している人が少なくないと聞く。たしかに現状の仕事の流れで

は、本局で「考え」、出先ではその手や足となって「動く」ことが多い。このような日常性の中では、区職員の中に本局指向性の意識が生まれたとしても、それを一方的に非難することはできない。そこで、出先と本局との配転に一定のパターンがあってもよいように思える。本局で一定期間勉強して出先へ、出先で問題意識を持ち本局へ、それが定式化されれば横山氏の言う「優れた人材が市に温存」されることもなく、職員に対する研修・研究体制も充実するのでと考える。

次に、区の機構について、地域の行政需要に積極的に対処する視点から、その機能を高めて行くことは、多くの人の論ずるところであり、それに反対する論はあまり見かけない。区民も「区役所の権限の拡大」を要望している。問題は、それをどうやって実現するかである。現実的には、区の機構を総合的に見ず、細分化された上局の末端機構の中に自己を見出しがちである。それ故、他の係の事となる

く、情報も細分化されており、「群盲巨象をなでる」的要素が多い。今回の調査についても、区職員が事前に知っていたのはわずかで、実際にその作業に携わったのは、区長室と市民課の一係のみである。もう少し広範な問題として、区役所全体に働きかけてもよかったと思う。

つげ加えて、区民の要請に一歩近づくためにも、行政を区の単位で考え、仕事の流れにおいても、一部に権限が集中するのではなく、一般職員(または、出先機関)もその企画・決定に

## △あとがき▽

五〇号の記念として「都市行政の主体性」を特集したが、朱筆をおいて、いまさらこの重要かつ巨大なテーマにいどむ編集者の力不足を反省せざるをえない。また、たまたま編集作業中に、市職員の中の大不祥事の発生を最も痛烈なアイロニーとして聞かされた苦い実感も残る。

だがともかく、構造的諸状況の明白な転換を踏まえた今日、あらためて自治体の場から、市民と行政の主体的課題を問いな

参加させ、一人一人の職員の自覚を促し、その能力をフルに活用すべきであると考える。

私達勉強会は、これを契機に「区のあり方」(大区役所主義)について、さらに、地方自治の理念に基づいて研究して行きたいと思う。(長谷川直・越智二郎・木佐森雅道・安部光次・川口光徳・田中康嗣)

\*本号から、読者の意見交流の場として、「読者の頁」を設けました。本誌へのご意見、ご感想をはじめ、市政、都市問題、自治体問題等、ご自由に投稿ください。八〇〇字以内。

おす必要については、おそらく大方の読者と共感しうるのはないか。この号は問題の一端にしかふれえなかつたが、もともと本誌は、かならずしも行政の政策、方針にくられない自由な研究、批判、問題提起の場である。それを強調するため、この号から従来の「行政研究」に加え「読者のページ」も新設した。市職員を中心に、諸賢の積極的な参加が問題の深化―政策、行政機能へのより深い貢献の道を拓くことに期待したい。(船橋)